



# 佐賀県公報

平成18年  
3月31日  
(金曜日)  
号外第4号

## 目次

規 則

◎職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(二五・職員課) 一

◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

(二六・" ) 三

訓 令 甲

◎佐賀県本庁決裁等規程の一部改正

(四・" ) 四

### 公布された規則のあらまし

○職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(規則第二五号)

1 新たに副主査その他の職を設置するとともに、事務吏員及び技術吏員の職に福祉専任監、用地専任監、税務専任監、会計・監査専任監等の専門的な業務を行う職を設置することとした。(別表関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を設けることとした。

○佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第二六号)

1 統括本部情報・業務改革課、くらし環境本部くらしの安全安心課、健康福祉本所地域福祉課、農林水産商工本部労働課、生産振興部園芸課、県土づくり本部建設・技術課、農地整備課及び森林整備課並びに経営支援本所市町村課の分掌事務の一部を改めることとした。(第四条、第九條及び第一一條関係)

2 統括本部情報・業務改革課に総務事務効率化センターを置くこととした。(第一四條関係)

(◎印は、県例規集に登載するもの)

3 農林水産商工本所に、企業立地統括理事を置くこととした。(第一六條関係)

4 統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センターにセンター長を、県土づくり本所に建設政策監を、経営支援本所市町村課に地域振興企画監を置くことができることとした。(第一八條関係)

5 その他必要な職を置くこととした。

6 保健福祉事務所は、健康福祉本所の所管に属することとした。(別表関係)

7 その他所要の改正を行うこととした。

8 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

## ○ 規 則

職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第二十五号

職の設置等に関する規則

職の設置等に関する規則(昭和三十一年佐賀県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の職(特別職及び臨時又は非常勤の職)を(特別職及び臨時又は非常勤の職にある者)に、」に規定する短時間勤務の職を除く。」を「の規定により採用された者及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条第一項の規定により採用された者を除く。」を除く。」の職に改める。

別表を次のように改める。

別表(第四条関係)

上欄(職員)	下欄(職)
--------	-------

技術員	主任運転技術員、副主任運転技術員、運転技術員、主任船舶技術員、	事務吏員	<p>主幹、主査、副主査、社会福祉主事、福祉主幹、福祉副主幹、身体障害者福祉司、児童福祉司、査察指導員、専門児童指導員、主任児童指導員、児童指導員、専門児童自立支援専門員、主任児童自立支援専門員、児童自立支援専門員、専門児童生活支援員、主任児童生活支援員、児童生活支援員、専門保育士、主任保育士、保育士、専門寮母、主任寮母、寮母、主任生活指導員、生活指導員、医療監視員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、麻薬取締員、薬事監視員、漁業監督吏員、小作主事、道路監理員、建築主事、建築監視員、住宅監理員、専門心理判定員、特別心理判定員、心理判定員、主任職業訓練指導員、職業訓練指導員、知的障害者福祉司、主任教官、消防教官、主任准看護師、准看護師、誘致企業永続支援員、統括福祉主任監、主任福祉主任監、福祉主任監、統括用地主任監、主用地主任監、用地主任監、統括事務主任監、主席事務主任監、事務主任監、統括会計・監査主任監、主席会計・監査主任監、会計・監査主任監</p>
	<p>主任運轉技術員、副主任運轉技術員、運轉技術員、主任船舶技術員、</p>	<p>技術吏員</p> <p>主幹、主査、副主査、社会福祉主事、福祉主幹、福祉副主幹、身体障害者福祉司、児童福祉司、専門職業指導員、主任職業指導員、職業指導員、主任寮母、寮母、医療監視員、食品衛生監視員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、医師、歯科医師、専門薬剤師、主任薬剤師、葉剤師、主任獣医師、獣医師、主任診療放射線技師、診療放射線技師、主任歯科衛生士、歯科衛生士、主任保健師、保健師、主任助産師、助産師、主任看護師、看護師、主任栄養士、栄養士、栄養指導員、と畜検査員、麻薬取締員、薬事監視員、狂犬病予防員、漁業監督吏員、主任専門技術員、専門技術員、水産改良普及員、船長、機関長、航海士、機関士、農業改良研究員、農業改良普及員、生活改良普及員、森林害虫防除員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、小作主事、道路監理員、建築主事、建築監視員、住宅監理員、主任臨床検査技師、臨床検査技師、主任臨床工学技士、臨床工学技士、主任理学療法士、理学療法士、作業療法士、主任あん摩マッサージ指圧師、あん摩マッサージ指圧師、専門研究員、特別研究員、研究員、林業改良指導員、主任職業訓練指導員、職業訓練指導員、知的障害者福祉司、主任教官、消防教官、主任准看護師、准看護師、誘致企業永続支援員、統括福祉主任監、主任福祉主任監、福祉主任監、統括用地主任監、主用地主任監、用地主任監、統括事務主任監、主席事務主任監、事務主任監、統括会計・監査主任監、主席会計・監査主任監、会計・監査主任監</p>	

<p>現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽船技術員</p> <p>現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽船技術員</p> <p>現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽船技術員</p> <p>現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽船技術員</p> <p>現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽船技術員</p> <p>現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽船技術員</p> <p>現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽船技術員</p> <p>現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽船技術員</p>	<p>副主任船舶技術員、船舶技術員、主任汽かん技術員、副主任汽かん技術員、汽かん技術員、主任技能技術員、副主任技能技術員、技能技術員、主任電話交換手、副主任電話交換手、電話交換手、主任調理員、副主任調理員、調理員、主任農業技術員、副主任農業技術員、農業技術員、主任道路補修員、副主任道路補修員、道路補修員、主任行政技術員、副主任行政技術員、行政技術員</p> <p>主任守衛、副主任守衛、守衛、主任港湾巡視員、副主任港湾巡視員、港湾巡視員、主任業務技術員、副主任業務技術員、業務技術員</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の表の上欄に掲げる職員は、別に辞令等により命ぜられない限り、施行日をもってそれぞれ同表の下欄に掲げる職を命ぜられたものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級の主事又は技師</td> <td>副主任査</td> </tr> <tr> <td>研究職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級の技師</td> <td>副主任査</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級又は五級の技師</td> <td>副主任査</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級又は五級の技師</td> <td>副主任査</td> </tr> <tr> <td>現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の運轉技術員</td> <td>副主任運轉技術員</td> </tr> <tr> <td>現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の船舶技術員</td> <td>副主任船舶技術員</td> </tr> <tr> <td>現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽かん技術員</td> <td>副主任汽かん技術員</td> </tr> <tr> <td>現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽船技術員</td> <td>副主任汽船技術員</td> </tr> </table>	行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級の主事又は技師	副主任査	研究職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級の技師	副主任査	医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級又は五級の技師	副主任査	医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級又は五級の技師	副主任査	現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の運轉技術員	副主任運轉技術員	現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の船舶技術員	副主任船舶技術員	現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽かん技術員	副主任汽かん技術員	現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽船技術員	副主任汽船技術員
行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級の主事又は技師	副主任査																
研究職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級の技師	副主任査																
医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級又は五級の技師	副主任査																
医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級又は五級の技師	副主任査																
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の運轉技術員	副主任運轉技術員																
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の船舶技術員	副主任船舶技術員																
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽かん技術員	副主任汽かん技術員																
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の汽船技術員	副主任汽船技術員																

現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の電話交換手	副主任電話交換手
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の調理員	副主任調理員
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の農業技術員	副主任農業技術員
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の道路補修員	副主任道路補修員
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の行政技術員	副主任行政技術員
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の守衛	副主任守衛
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の港湾巡視員	副主任港湾巡視員
現業職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の業務技術員	副主任業務技術員

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第二十六号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の情報・業務改革課の分掌事務に次の一号を加える。

四 総務事務の効率化に関すること。

第五条のくらしの安全安心課の分掌事務中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 食育に係る施策の総合調整及び推進に関すること。

第六条の地域福祉課の分掌事務の第八号中「福祉事務所」を「福祉に関する

事務所」に改める。

第七条の労働課の分掌事務中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 労働相談に関すること。

第八条の園芸課の分掌事務中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

第九条の建設・技術課の分掌事務の第三号中「工事の労務資材」を「建設資材」に改め、同条の農地整備課の分掌事務中第十二号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げ、同条の森林整備課の分掌事務中第十号を削る。

第十一条の市町村課の分掌事務の第七号を次のように改める。

七 地域振興に関すること。

第十四条の見出し中「室」を「室等」に改め、同条中「環境課」を「情報・業務改革課に総務事務効率化センターを、環境課」に改め、「空港・交通課に佐賀空港利活用推進室を」を削り、「室の」を「センター及び室の」に改める。

第十六条第三項中「置く」を「、農林水産商工本部に企業立地統括理事を置く」に改め、同条第八項中「電子県庁の構築に伴う業務改革」を「業務改革並びに地域及び行政の情報化」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 企業立地統括理事は、上司の命を受けて、企業立地の促進に関する事務を掌理する。

第十八条第一項中「課長を」の下に「センターにセンター長を」を加え、同条第二項中「政策監を」の下に「、県土づくり本部に建設政策監を」を加え、同条第三項中「検査監を、」の下に「センター及び」を、「観光企画監を」の下に「、市町村課に地域振興企画監を」を加え、同条中第十二項を第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 地域振興企画監は、上司の命を受けて、地域振興に関する事務を掌理する。  
 第十八条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、同条第九項中「高度情報化推進」を「地域及び行政の情報化」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、同条第七項中「課」を「課、センター」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 建設政策監は、上司の命を受けて、建設政策に関して県土づくり本部長が特に命ずる事務を掌理する。

第十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 センター長は、上司の命を受けて、センターの分掌事務を掌理する。

第十九条第一項中「副課長を」の下に、「センターに副センター長を」を加え、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 副センター長は、センター長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。

一 センターの分掌事務を整理し、センター長不在のときは、その職務を代行する。

二 上司の命を受けて、課長が特に命ずる事務を掌理する。

第二十条及び第二十八条第一項中「課」を「課、センター」に改める。

別表の統括本部の項の現地機関の名称の欄中「職員研修所」を「自治修習所」に改め、同表の健康福祉本部の項の現地機関の名称の欄中「保健所」を「保健所 福祉事務所」を

「保健福祉事務所 保健所」に改め、同表の農林水産商工本部の項の現地機関の名称の欄中「工業技術センター」を「工業技術センター」に改め、同表の県土づく

り本部の項の現地機関の名称の欄中「土木事務所」を「土木事務所」に

建設技術センター」を「土木事務所」に

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

○ 訓 令 甲

◎佐賀県訓令甲第四号

本 庁

現 地 機 関

佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第四条第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 企業立地統括理事

第四条第三項に次の一号を加える。

八 建設政策監

第四条第五項中第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 地域振興企画監

第四条第五項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 センター長

第四条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 副センター長は、前項の規定によりセンター長が専決することができる事



務のうち、センター長が定めるものを専決することができる。

第十条第一項中「課長」を「課長又はセンター長」に改め、同条第三項中「危機管理・広報課長」を「危機管理・広報課長又は消防防災課長」に改める。

第十条中第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 建設政策監が専決することができる事務について、建設政策監が不在のときは、県土づくり本部長が組織規則第二十二條第一項の規定により置かれた副課長のうちから指名する者がその事務を代決することができる。

第十条第五項中「室長」を「センター長若しくは室長」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 企業立地統括理事が専決することができる事務について、企業立地統括理事が不在のときは、企業立地統括理事があらかじめ指名する副本部長又は当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。

第十二條第一項中「室に」を「センターに係る事務については、センター長、室に」に改める。

第十二條中第六項を第九項とし、第五項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 副センター長が専決することができる事務について、副センター長が不在のときは、センター長がその事務を決裁するものとする。

第十二條中第四項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 地域振興企画監が専決することができる事務について、地域振興企画監が不在のときは、市町村課長がその事務を決裁するものとする。

第十二條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 センター長が専決することができる事務について、センター長が不在のときは、副センター長がその事務を代決することができる。

別表第一の旅行命令に関する事務の項及び同表の年次休暇等の願の処理に関する事務の項の事務委任先の欄中「危機管理・報道監、総括政策監及び政策監」を「危機管理・報道監、企業立地統括理事、総括政策監、政策監及び建設政策監」に改め、同表の週休日の振替に関する事務の項及び同表の休日の指定に関する事務の項の事務委任先の欄中「危機管理・報道監、総括政策監、政策監」を「危機管理・報道監、企業立地統括理事、総括政策監、政策監及び建設政策監」に改める。

別表第一の休日の代休日の指定に関する事務の項の次に次のように加える。

宿日直勤務の命令に関する事務	本部長、副本部長、部長、副部長、課長、最高情報統括監、危機管理・報道監、企業立地統括理事、総括政策監、政策監及び建設政策監	自己の宿日直勤務の命令に関すること	課又は企画・経営グループ等に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること(企画・経営グループ等が置かれた場合に限る。)
----------------	---	-------------------	--

別表第三の統括本部の県政の重要な計画の作成及び推進に関する事務の項の知事の決裁を受けるべき事務の欄中「総合開発計画を決定すること」を削り、同項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を削り、第五号を第二号とする。

別表第三の情報・業務改革課の業務改革に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務の項の次に次のように加える。

情報・業務改革課	総務事務効率化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務	総務事務効率化推進計画の策定に関すること	総務事務効率化推進に関する事務を処理すること
----------	------------------------------	----------------------	------------------------

別表第三の危機管理・広報課の自衛官の募集等に関する事務の項中「災害対策」を「災害」に改め、同表の消防防災課の災害対策基本法に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「災害」を「災害」に改め、同項の課長専決

事務の欄の第三号中「市町長」を「市町」に改め、同項の同欄の第四号中「当該市町村」を「当該市町」に改め、同項の同欄の第五号中「市町村」を「市町」に改め、同項の同欄の第九号中「市町村長」を「市町長」に改め、同項の同欄の第十二号中「市町村防災会議」を「市町防災会議」に改め、同項の同欄の第十三号中「市町村地域防災計画及び指定地域市町村防災計画」を「市町地域防災計画及び市町村相互間地域防災計画」に改め、同項の同欄の第十四号中「市町村長」を「市町長」に改め、同表の消防防災課の消防に関する事務の項中「市町村長」を「市町長」に改め、「市町村消防」を「市町消防」に改め、同表の消防防災課の消防学校に関する事務の項中「市町村消防職員」を「市町消防職員」に改め、同表の子ども課の私立幼稚園に関する事務の項の部長専決事務の欄の第一号中「及び寄付行為変更の認可」を削り、同項の課長専決事務の欄中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、第一号として次のように加える。

- 1 学校法人（幼稚園のみを設置する学校法人に限る。）の寄付行為変更の認可をすること

別表第三の私学文化課の私立の中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に関する事務の項の部長専決事務の欄の第一号中「及び寄付行為変更の認可」を削り、同項の課長専決事務の欄中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次のように加える。

- 1 学校法人（幼稚園のみを設置する学校法人を除く。）の寄付行為変更の認可をすること

別表第三の環境課の水質汚濁防止法に関する事務の項中「生活排水対策重点地域指定市町村」を「生活排水対策重点地域指定市町」に改め、同表の環境課の環境影響評価法及び環境影響評価条例に関する事務の項中「市町村長」を「市町長」に改め、同表の廃棄物対策課の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に関する事務の項中「市町分別収集計画」を「市町分別収集計画」に改め、同表の廃棄物対策課の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一般廃棄物に限る。）に関する事務の項中「市町村」を「市町」に改め、

同表の母子保健福祉課の児童の福祉に関する事務の項の課長専決事務の欄中第十号を削り、同表の母子保健福祉課の母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯の福祉に関する事務の項の課長専決事務の欄中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同表の障害福祉課の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の運用指導及び監査に関する事務の項中「身体障害者福祉法」を「障害者自立支援法、身体障害者福祉法」に改め、同表の障害福祉課の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に係る事業者及び施設の指定等に関する事務の項中「身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法」を「障害者福祉法、知的障害者福祉法」に改め、同表の障害福祉課の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき届出及び報告に関する事務の項中「身体障害者福祉法」を「障害者自立支援法、身体障害者福祉法」に改め、同表の障害福祉課の更正医療を行うものに限る。）及び「更正医療指定医療機関」を「指定自立支援医療機関（更正医療を行うものに限る。）」に改め、同表の障害福祉課の身体障害者手帳の交付及び返還命令並びに補装具の支給等に関する事務の項を次のように改める。

障害福祉課	身体障害者手帳の交付及び補装具の支給等に関する事務		身体障害者手帳の交付及び補装具の支給等に関すること（現地機関の長が専決することができるものを除く。）
-------	---------------------------	--	--

別表第三の健康増進課の県民の健康増進に関する事務の項中「市町村保健センター」を「市町保健センター」に改め、同表の健康増進課の精神保健及び精神障害者福祉に関する事務の課長専決事務の欄の第二号中「法第43条」を「法第47条」に改め、同表の雇用対策課の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に関する事務

の項の課長専決事務の欄の第一号中「認定」を「認定及び変更の認定並びに認定の取消し」に改め、同項の同欄の第二号中「報告」を「改善計画の実施に係る指導及び助言並びに実施状況の報告」に改め、同表の労働課の厚生年金貸付住宅の登記及び貸付契約に関する事務の項及び中小企業労働福祉施設整備資金貸付けの該当認定に関する事務の項を削り、同表の生産者支援課の経営構造対策事業に関する事務の項の種類の欄中「経営構造対策事業」を「経営構造対策」に改め、同項の本部長専決事務の欄中第一号及び第二号を削り、同項の課長専決事務の欄を次のように改める。

- 1 経営構造対策事業の実施計画の承認に関すること
- 2 経営構造対策事業に係る事務処理に関すること

別表第三の生産者支援課の山村地域の振興に関する事務の項の本部長専決事務の欄の第一号中「山村振興計画」を「山村振興基本方針」に改め、同表の生産者支援課の中山間地域の農業の振興に関する事務の項を次のように改める。

生産者支援課	中山間地域の農業の振興に関する事務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中山間地域における農業振興に関すること</li> <li>2 中山間地域等直接支払制度における特認基準の設定に関すること</li> <li>3 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づく県基本方針の策定に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中山間地域等直接支払い制度における市町基本方針の認定に関すること</li> <li>2 中山間地域等直接支払制度に係る事務処理に関すること</li> <li>3 元気な地域づくり交付金(他課の分掌する事務を除く。)に係る</li> </ol>
--------	-------------------	--	--

実施計画の承認に関すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 元気な地域づくり交付金(他課の分掌する事務に関するものを除く。)に係る事務処理に関すること</li> <li>5 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づく市町計画の協議に関すること</li> <li>6 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく農林業等活性化基盤整備計画の協議に関すること</li> </ol>
---------------	--

別表第三の生産者支援課の農業災害補償に関する事務の項中「市町村」を「市町」に改め、同表の生産者支援課の農業倉庫に関する事務の項の次に次のように加える。

生産者支援課	外食産業及び食品産業との連携に関する事務			1 食品産業との連携及び情報の収集に関すること 2 地域食品産業の振興に関すること 3 食品循環資源の再生利用等の指導に関すること
生産者支援課	農産加工の振興に関する事務	農畜産物の加工に係る振興計画の策定に関すること		1 農畜産物の加工指導に関すること 2 農林物資の規格に関すること

別表第三の農産課の農業経営基盤強化促進法に関する事務の項中「市町村」を「市町」に改め、同表の畜産課の畜産振興計画に関する事務の項中「市町村畜産」を「市町畜産」に改め、同表の園芸課の外食産業及び食品産業との連携に関する事務の項及び農産加工の振興に関する事務の項を削り、同表の畜産課の家畜の改良増殖に関する事務の項中「市町村」を「市町」に改め、同表の林業課の森林病害虫等の防除に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「築道府県防除実施基準を定め、又は変更すること」を削り、同項の課長専決事務の欄中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

3 都道府県防除実施基準を定め、又は変更すること

別表第三の建設・技術課の建設工事に係る資材の再資源化等に関する事務の項の次に次のように加える。

建設・技術課	建設技術職員の技術研修に関する			建設技術職員の技術研修に関する
--------	-----------------	--	--	-----------------

	る事務		る事務を処理すること
建設・技術課	建設資材の試験に関する事務		建設資材の試験に関する事務を処理すること

別表第三の土地対策課の国土利用計画法に関する事務の項中「市町村」を「市町」に改め、同表の土地対策課の国土調査法に基づく地籍調査に関する事務の項中「市町村」を「市町」に改め、同表の土地対策課の永久標識及び一時標識の設置等に関する事務の項中「市町村長」を「市町長」に改め、同表のまちづくり推進課の都市計画に関する事務の項中「市町村」を「市町」と、「市町村等」を「市町等」に改め、同表のまちづくり推進課の屋外広告物に関する事務の項の課長専決事務の欄の第二号中「条例第17条の3」を「条例第17条の9」に改め、同項の同欄に次の一号を加える。

3 条例第17条の17の規定による公表に関すること

別表第三のまちづくり推進課の都市公園に関する事務の項中「市町村等」を「市町等」に改め、同表のまちづくり推進課の景観に関する事務の項中「市町村」を「市町」に改め、同表の下水道課の下水道に関する事務の項中「市町村等」を「市町等」に改め、同表の農山漁村課の海岸に関する事務(国土交通省港湾局所管の部分を除く。)の項中「市町村長」を「市町長」に改め、同表の農山漁村課の漁港に係る公有水面に関する事務の項中「関係市町村議会」を「関係市町議会」に改め、同表の農地整備課の農業農村整備事業の検査に関する事務の項から農地整備課の農業農村整備事業の土木技術の指導に関する事務の項までを削り、同表の建築住宅課の建築に関する事務の項の本部長専決事務の欄中「市町村」を「市町」に改め、同項の課長専決事務の欄中「こと」の次に「(現地機関の長が専決できるものを除く。)」を加え、同表の建築住宅課の公営住宅等に関する事務の項中「市町村等」を「市町等」に改め、同表の建築住宅課の営繕に関する事務の項中「市町村等」を「市町等」に改め、



同表の河川砂防課の河川に関する事務の項中「市町村長」を「市町長」に改め、同表の河川砂防課の公有水面に関する事務の項中「市町村長」を「市町長」に改め、同表の河川砂防課の土木災害に関する事務の項中「市町村施行」を「市町施行」に、「市町村公共土木災害復旧事業」を「市町公共土木災害復旧事業」に改め、同表の水資源対策課の河川開発事業に関する事務の項中「水源地域市町村及び受益市町村」を「水源地域市町及び受益市町」に改め、同表の森林整備課の森林計画に関する事務の項中「市町村森林整備計画」を「市町森林整備計画」に改め、同表の森林整備課の林地の開発行為の許可に関する事務の項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改め、同表の道路課の道路の管理に関する事務の項の課長専決事務の欄中第五号を削り、同項の同欄の第六号中「第7条第2項」を「第8条第3項」に、「日本道路公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改め、同号を同項の同欄の第五号とし、同表の道路課の国有財産に関する事務の項の課長専決事務の欄中「の管理及び処分」を「に係る存置協議及び高速道路内に存する国有財産の貸し付け」に改め、

同表の道路課の西九州自動車道、佐賀唐津道路及び有明海沿岸道路に関する事務の項中「市町村」を「市町」に改め、同表の道路課の市町村道に関する事務の項中「市町村の」を「市町の」に改め、同表の港湾課の海岸の整備及び管理に関する事務(国土交通省港湾局所管の部分に限る。)の項中「市町本長」を「市町長」に改め、同表の港湾課の公有水面の埋立てに関する事務の項中「市町本長」を「市町長」に改め、同表の市町村課の市町村その他地方公共団体の行財政政一般に関する事務の項の種類の欄中「市町村」を「市町」に改め、同項の知事の決裁を受けるべき事務の欄中「市町村」を「市町」に改め、同項の本部専決事務の欄の第一号から第六号までの規定中「市町村」を「市町」に改め、同項の同欄の第七号中「赤字市町村又は歳入欠陥市町村」を「赤字市町又は歳入欠陥市町」に改め、同項の同欄の第八号中「市町村の」を「市町の」に改め、同項の課長専決事務の欄の第一号から第七号までの規定中「市町村」を「市町」に改め、同項の同欄の第八号中「市町村職員」を「市町職員」

に改め、同項の同欄の第十五号中「市町村」を「市町」に改め、同表の市町村課の市町村の土地開発公社に関する事務の項中「市町村土地開発公社」を「市町土地開発公社」に改め、同表の市町村課の住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務の項中「市町村間」を「市町間」に改め、同表の市町村課の低開発地域工業開発促進法に関する事務の項の次に次のように加える。

市町村課	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する事務		法第4条の規定に基づく地域指定及び法第5条の規定に基づく指定地域の変更等に関すること	指定地域の基本計画の事務に関すること
------	----------------------------------	--	--	--------------------

別表第四の会計課の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事務の係長専決事務の欄の第二号中「これに伴う」を「1年100万円未満の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 佐賀県公印規程(昭和四十二年佐賀県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十二号を第二十三号とし、第十一号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 企業立地統括理事

別表中	危機管理・報道管理・報道監印	佐賀県危機管理・報道管理・報道監印	23	危機管理・広報課長	を
-----	----------------	-------------------	----	-----------	---

企業立地統括 理事	佐賀県企 業立地統 括理事印	23	新産業課長
危機管理・報 道監印	佐賀県危 機管理・ 報道監印	23	危機管理・ 広報課長

に改める。

3 佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「危機管理・報道監専決事項」の下に「企業立地統括理事専決事項」を加え、「及び政策監専決事項」を「政策監専決事項及び建設政策監専決事項」に改め、「丁」の下に「センター長専決事項」を、「室長専決事項」の下に「地域振興企画監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項」を加える。

第二十二条中「原則として」を削り、同条ただし書中「県名、本部長、課名、室名又は所名を用いることができる」を「この限りでない」に改める。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷